

■お問い合わせ先 建設課都市整備係 ☎0997-72-1197
 申請書類等は町ホームページにも掲載

屋外広告物（看板、貼り紙等）の表示・設置について

無秩序な貼り紙や立て看板の放置、老朽化による

倒壊・落下等の恐れのある

看板等は街の景観を損ない

歩行者や車の安全な通行にも危険を及ぼす可能性

があります。瀬戸内町では「鹿児島県

屋外広告物条例」に基づき、

景観や安全の確保に取り組んでいます。

■許可申請 屋外広告物を表示・設置

する際は、必ず町の事前許可

が必要で更新申請

■更新申請 すでに申請している屋外

広告物でも、許可証の許可

期限の二週間前に更新手続き

■禁止物件 屋外広告物の表示を制限している

物件 ※電柱・街路樹・街灯柱・信号

機・道路標識・カーブミラー・道路上

のさく・橋りょう・トンネル・消火栓

・郵便ポスト等 ■管理業務

設置者は、修理その他適正な管理

を行い、常に良好な状態を保た

なければなりません。 ※申請手続き

や許可基準、禁止地域や制限

地域の範囲等は、担当課へ

お問い合わせください。 定期的な点検

・適正な管理を！ 長時間の設置で老朽化

したり、台風の影響等で破損

している屋外広告物は

大変危険です。定期的な点検

や適性な自主管理を行い、

事故防止にご協力をお願いします。



防衛大学校

豊かな知識と、守る強さを学ぶ



試験区分	推薦	総合選抜(1次)	一般(1次)
試験日	9月25日(土)、26日(日)	9月25日(土)	11月6日(土)、7日(日)
場所	防衛大学校本校	健軍駐屯地(熊本県熊本市)	鹿児島県大島支庁
受付期間	9月5日(日)~9月10日(金)	9月5日(日)~9月10日(金)	7月1日(木)~10月6日(水)
応募資格	採用予定月の1日現在、18歳以上21歳未満で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者		採用予定月の1日現在、18歳以上21歳未満

防衛医科大学校医学科生

平和に貢献する「医療」を学ぶ。

防衛医科大学校看護学科学生

強く優しい「看護」を学ぶ。

試験区分	防衛医科大学校医学科生	防衛医科大学校看護学科学生
1次試験	10月23日(土)	10月16日(土)
場所	鹿児島県大島支庁	
受付期間	7月1日(木)~10月13日(水)	7月1日(木)~10月6日(水)
応募資格	採用予定月の1日現在、18歳以上21歳未満	採用予定月の1日現在、18歳以上21歳未満

国家を守る、公務員。



令和3年度

陸海空



平和を、仕事にする。

自衛官募集

防衛省 自衛隊鹿児島地方協力本部
 奄美大島駐在員事務所 ☎53-9103



鹿児島地本

検索

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1068

歯周疾患検診のお知らせ

今年 40 歳・50 歳・60 歳・70 歳になる節目の方（昭和 56 年生・46 年生・36 年生・26 年生）を対象にハガキを送付します。

- 実施期間：令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月末まで
- 場所：町内歯科医院
（ア歯科・せき歯科・登山歯科・町田歯科）
- 金額：無料



歯周病は、歯を失う原因の第 1 位であり、全身の健康をおびやかす病気です（脳梗塞、狭心症、糖尿病等）。歯周病の予防には歯みがきや糸ようじの使用以外に、歯科医院で定期検診を受けることが大切です。この機会にぜひご利用ください。

<歯周病セルフチェック>

- | | | |
|--------------------------------------|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 歯ぐきが赤色 | <input type="checkbox"/> 歯ぐきが腫れている | <input type="checkbox"/> 歯を磨くと出血する |
| <input type="checkbox"/> お口の中がネバネバする | <input type="checkbox"/> 歯が長くなったように感じる | <input type="checkbox"/> 口臭がある |

☆1 つでも当てはまったら歯科医院へご相談を☆

トラブルは個人間で解決～フリマサービス

ネット上で個人同士が商品等を売買できるフリマサービスについての相談が県内でも増えています。フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。トラブルは当事者間で解決することが求められます。

利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。

当事者間で話し合っても、フリマサービスの運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、消費生活相談窓口にご相談してください。

▽消費生活相談窓口

- | | |
|-----------------------------|--|
| 消費者ホットライン | ☎ 局番なし 188 |
| 瀬戸内町消費生活相談窓口 | ☎ 0997 - 72 - 0640 |
| 鹿児島県消費生活センター
（大島消費生活相談所） | ☎ 099 - 224 - 0999
☎ 0997 - 52 - 0999 |



■お問い合わせ先 瀬戸内町地域包括支援センター ☎ 0997 - 72 - 1153

「認知症を理解し一緒に歩む
県民週間」

鹿児島県では、認知症の正しい理解の更なる普及啓発や認知高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」を設定しています。令和 3 年度の県民週間は、9 月 19 日(日)から 25 日(土)までとなっております。

たんかん茶屋のお知らせ

健康のこと、認知症のこと、介護のこと、みんなでお茶を飲みながら楽しくおしゃべりしませんか？どなたでも大歓迎です！

- 日時 9 月 22 日(水) 14 時～16 時
- 場所 うみかフェ (海の駅 2 階)
- コーヒー (紅茶) セット 100 円
- *予約不要



■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎0997 - 72 - 1060

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給 (ひとり親世帯以外)のご案内

子育て世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等
 ※平成15年4月1日(障害児は、平成13年4月1日)より後に生まれたお子さんが対象です。
 ※令和4年2月末までに生まれたお子さんも対象になります。
- ②■令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
 または
 ■令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

3. 給付金の支給手続き

- I. 高校生のみ養育しており、住民税非課税 または 収入が急変した方
- II. 令和3年度住民税は課税だが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
 ▶ I IIともに、令和4年2月28日(月)迄に、申請が必要となります。
- III. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給され住民税非課税の方
 ▶ 給付金は、申請不要で、対象者には支給済です。



■お問い合わせ先 鹿児島県 地球温暖化対策室 ☎099 - 286 - 2586

スマートフォンアプリ「エコふぁみ」で 環境にやさしい生活をしましょう



写真はイメージです

鹿児島県など九州7県は合同で、省エネ・省資源など環境にやさしい活動に取り組む県民を支援するスマートフォンアプリ「エコふぁみ」を運用しています。

光熱水費の記録、環境に関連する場所への訪問やイベントへの参加等でポイントが貯まり、九州7県の特産品等が当たる抽選に参加できます。

「エコふぁみ」で楽しみながら環境にやさしい生活をしませんか。

※詳しくは、検索エンジンで「エコふぁみ 鹿児島県」を検索

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 担当：手嶋 ☎0997-72-1112

空間リニューール助成事業説明会の開催について

■空間リニューール助成事業とは
本町への交流人口の拡大や地域内経済の活性化の為に本町内にある遊休資産等をウイズコロナ時代の新たな働き方や過ごし方に対応する、テレワーク施設又は宿泊施設にリニューールする経費の一部を助成する事業です。

■助成金額
上限100万円
(総経費(交付対象経費)の10分の9以内)

■交付対象経費
(書類及び実地審査あり)
施設の改修費用及び備品購入費

■遊休資産等とは
飲食店舗の使われていないスペース、空きテナント、その他(現に飲食店舗や宿泊施設として営業しておりテレワーク施設等へのリニューールを検討する施設など)

■日時
令和3年10月3日(日) 14時開始予定

■場所
役場4階 第2・3委員会室

■対象
町内の遊休資産等をお持ちの方又はその代理人の方

■申込方法
企画振興係 手嶋 までご連絡下さい。



- ※1 当事業は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しております。
- ※2 テレワーク施設「すこやか福祉センター“HUB”」を拠点とする事業の一環です。
- ※3 日時については、7月号周知事項より変更になっております。

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

新鮮野菜！
はる市開催のお知らせ



地元のプロダクションとふれあう直売イベント「はる市」を開催しますので、皆さんのお越しをお待ちしています。
新鮮な野菜などを是非お買い求めください！

■日時
毎月第一日曜日

■場所・時間
海の駅1階フロア 10時～12時

■運営主体
瀬戸内町CSA協議会 (泰山)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。

※出店者も募集しています。

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

地産地消運動の取組みについて(朝市の開催！)



大島地域では、毎月第3土曜日を「大島活き活き食の日」と定め、健康で豊かな食生活の推進や地元食材の利用促進に取り組んでおります。

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか？
また、地産地消活動の一環として、毎月第3土曜日の朝8時30分から海の駅1階フロアにおきまして「朝市」を開催しておりますので、町民の皆さん多数のお越しをお待ちしています！

■運営主体
海の駅朝市協議会 (代表 倉田)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。

※出店者も募集しています。

瀬戸内町ゼロカーボンシティ宣言

瀬戸内町ゼロカーボンシティ宣言

本町は、地球規模で発生する異常気象から、人々の生命や財産を守るため、世界の一員として、地球温暖化対策を共に講じてまいります。

また、私たちが暮らす奄美大島の自然は、世界的にも価値があるものと認められており、この豊かな自然環境及び希少野生動植物は、未来に保全・保護していく必要があります。

よって、本町も再生可能エネルギーへの転換や、海洋資源の再生などの施策を展開しながら、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ実現に向け、「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

令和3年7月7日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

地球温暖化は、世界各地で異常気象や干ばつ・大規模森林火災などを引き起こし、私たちの生活と経済に大きく影響を及ぼすことで、激しく日常社会を変動させています。さらに、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加しており、地球温暖化がもたらす気象状況は、まさに非常事

態に直面していると
言えます。
そのような中、国は
2050年までに
「二酸化炭素排出実
質ゼロ」をめざすと
示しました。本町も
世界の一員として、
地球温暖化対策を共
に講じていく必要が
あると考えているこ
とから、7月7日に
開催された臨時議会
において、「瀬戸内

町ゼロカーボンシ
ティ宣言」を行いま
した。
「奄美・沖縄」世界
自然遺産の登録も決
定されましたので、
私たちが暮らす豊か
な自然環境と希少な
動植物を未来に残し
ていくためにも、今
後より一層、地球に
やさしい取組を積極
的に行っていきま
す。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から8月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求められることはありません。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル） 年金給付金 検索



島外で頑張る学生を応援します！！

瀬戸内町は、令和3年1月1日に在学している者、及び令和3年4月に新たに入学した者で、瀬戸内町の住民基本台帳に記録されている保護者がいる島外在住の学生（大学生・短大生・専門学校生・高等専門学校生・大学院生・専修学校生）を対象とした応援企画を行っています！

瀬戸内町ストグレセット～コロナに負けるな～



瀬戸内町特産品PR事業



コロナ感染症の影響による長期間の来島自粛や島外の方々の感染防止対策のご協力で奄美での感染拡大は抑えることができていると思われま

す。そこで、今回、親元を離れ故郷への帰省を自粛し島外で頑張っている学生に元気を届けるため、また、郷土を思い出してもらい、ストグレの精神でコロナに負けない学生生活が有意義なものになるように、本町の特産品を送り応援します。

キバレ！ わーきゃシマの学生！

※また、来島自粛への感謝と来島中の更なる感染予防のお願いのため、町内宿泊施設を利用した島外宿泊者へも特産品を送付します。詳しくは下記連絡先へご連絡ください。



詳細については町ホームページをご確認ください。

[町ホームページ](#)▷



お問合せ先 農林課 ☎ 0997 - 72 - 1174 奄美せとうち地域公社 ☎ 0997 - 76 - 3456

令和3年度入学生も対象になりました！

『瀬戸内町島外大学生等修学支援事業』

瀬戸内町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少等により、「学びの継続」が困難となっている島外在住の大学生等に経済的な支援をします。令和2年度の在学学生に引き続き、令和3年度新たに入学した学生も対象となります。

※ただし、1度受給した方は対象外です。

▽町ホームページ

申請期間 | 令和3年4月1日～令和3年10月31日

支援交付額 | 1人30,000円

詳細については町ホームページをご確認ください。



お問合せ先 教育委員会総務課 担当：静島 ☎ 0997 - 72 - 0113